

【入札参加者の皆様へ】

多気町が発注する請負工事において、「水道事業実務必携」の歩掛を適用している請負工事については、下記のとおり諸雑費及び端数処理を適用するものとします。

記

1. 請負工事標準歩掛

(1) 諸雑費

①単価表（歩掛表に諸雑費率があるもの）

単価数量当たりの単価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として所定の諸雑費率以内で端数を計上する。

②単価表（歩掛表に諸雑費率がなく、端数処理のみの場合）

単位数量当たりの単価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として端数を計上する。

(2) 端数処理

①単価表の各構成要素の数量×単価＝金額は1円までとし、1円未満は切り捨てるものとします。また、歩掛における計算結果の端数処理については、各々に定めのある場合を除き、小数点以下第4位を四捨五入し、3位までとします。

②内訳書の各構成要素の数量×単価＝金額は1円までとし、1円未満は切り捨てるものとします。

③共通仮設費の率計上の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てるものとします。

④現場管理費の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てるものとします。

⑤工事価格は、1,000円単位とする。工事価格の1,000円単位での調整は、一般管理費等で行うものとし、算出された一般管理費等の計算額より、端数処理前の工事価格の1,000円未満の金額を除いた額を計上するものとします。

1. 請負工事における諸雑費及び端数処理の取り扱いについて

	水道事業実務必携 令和3年度版	多気町の運用
(1) 諸雑費の取り扱いについて		
①単価表		
(歩掛表に諸雑费率があるもの)	有効数字4桁	有効数字4桁
②単価表		
(歩掛表に諸雑费率がなく、端数処理のみの場合)	有効数字4桁	有効数字4桁
(2) 端数処理の取り扱いについて		
①単価表		
単価表の各構成要素の数量×単価＝金額	小数第2位止め (3位以下切捨て)	整数止め (小数点以下切捨て)
歩掛の計算結果の端数処理(各々に定めがある場合を除く)	小数第3位 (4位四捨五入)	小数第3位 (4位四捨五入)
②内訳書の各構成要素の数量×単価＝金額	整数止め (1円未満切捨て)	整数止め (1円未満切捨て)
③共通仮設費	1,000円止め (1,000円未満切捨て)	1,000円止め (1,000円未満切捨て)
④現場管理費	1,000円止め (1,000円未満切捨て)	1,000円止め (1,000円未満切捨て)
⑤工事価格	10,000円単位 (一般管理費で調整)	1,000円単位 (一般管理費で調整)